

■ 安全・安心な暮らしのために・・・

もう取付けましたか？「住警器」じゅうけいき

消防法により、全ての住宅に住警器(住宅用火災警報器)の設置が義務化されています。既存住宅では、平成23年6月までに、条例により全市町村で義務化になります。



「逃げ遅れ」により、毎年多くの方が住宅火災で亡くなっています。



『住警器』を寝室や階段等に取付けることで、いち早く火災の発生に気付くことができます。

お早めの対応
が
大切です!!



火災警報器の取り付け方は？ お手入れは？

～設置とメンテナンス～

家のどこに取り付ければいいの？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。
(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。)

取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取付けます。まず寝室として使用する部屋、避難経路となる廊下や階段に設置し、必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。



注意

一般的には、日常の喫煙で作動するようにはありません。火災警報器に誤作動をかけるようなことがあれば、警報を発する場合があります。

設置義務

1階以外に寝室がある場合には、階段にも取り付ける必要があります。

設置義務

火災警報器は、少なくとも住居内の寝室にあたる部屋に取り付けましょう

注意

キッチンへ取り付ける場合は調理のときに換気をおこなわない誤作動の原因となることがあります。また、燃式を取り付ける場合には、喫煙のときや水蒸気のかからない場所に取付けるよう、注意しましょう。

※市町村の条例によって義務設置場所が異なることがありますので、最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。